令和4年度静岡県環境学習ポータルサイト構築業務委託仕様書

1 業務の目的

持続可能な社会を構築するため、県民一人一人が、自らの生活が環境に与える影響を意識し、環境に優しい生活を実践できるよう、環境教育、環境学習を推進し、環境保全の担い手を育成していく必要がある。

次代の環境を担う子どもたちが環境学習に親しみ、自発的な探求を引き出し、それを導く教職員にとっても広く活用しやすい仕組みを構築し、学校教育現場と環境教育指導者との連携を促進するため、環境学習情報の発信、普及啓発を行う「静岡県環境学習ポータルサイト」を構築するとともに、児童の学習内容の理解を深めるため、動画等のweb媒体の特性を活かした環境教育・学習に係るコンテンツ等を作成する。

2 事業実施期間

契約締結の日から令和5年3月31日とする。

3 契約限度額

10,351 千円以内(税込)

4 静岡県環境学習ポータルサイトの概要

(1)環境学習関連情報

①教材・データ

講師を活用せず、教職員等が自ら環境教育を行う際や、児童・生徒等が自主学習を行う際に活用できる教材やデータ、参考資料の紹介

②環境学習施設

ふじのくに地球環境史ミュージアムや富士山世界遺産センターなどの県有施設の他、市町や民間が設置する施設など、環境学習に関連する施設の紹介

③環境関連情報

地域における環境関連実践活動団体や環境学習指導員、地球温暖化防止活動推進員等の環境関連指導員の紹介

(2)環境学習プログラム

①講座・研修会

企業・団体・指導員等が実施する講座や研修会の紹介

②体験・見学

河川等の現場や工場などの施設において、専門家などによる説明と自らの体験により学べる機会を紹介

5 環境学習ポータルサイトの利用者、環境学習コンテンツの提供者

県民全体を対象とするが、特に、環境学習を行っている学校現場(教職員、児童・生徒等)や環境 問題に関心のある県民、環境活動に取り組む企業や団体の活動・参加を想定している。

(1) 教職員

- ・環境の授業において、講師による出前授業、各種教材を活用
- ・環境をテーマとする校外学習等、課外授業として体験・見学プログラムを利用

(2)児童・生徒

- ・教職員の指導を受け、授業の中で教材等を活用
- ・主に小学校高学年及び中学生を想定する

(3)環境問題に関心のある県民

- ・自治会や子供会、家庭における環境学習に活用
- ・県民個人の学びを実践する機会として活用

(4)企業·団体·NPO法人等

- ・企業や団体等による教材、体験コンテンツ、環境学習事例の提供
- ・企業や団体等による社員教育への活用

6 環境学習ポータルサイトの構築

ポータルサイト構築にあたっては、下記の事項に留意して作成すること

(1) 環境学習関連情報

①教材・データ

- ・教職員等が自ら環境教育を行う際や、児童・生徒が自主学習を行う際に使用できる教材を制作する。
- ・主として小学校高学年及び中学生が環境の授業等で利用することを念頭置き、「地球温暖化」、「自然環境」、「資源循環」、「生活環境」の4分野毎に、環境学習の教材を制作する。
- ・動画やイラスト等の視覚表現を活用し、内容への関心を引き出したり、内容の理解を深めるようなものとする。
- ・各分野ごとに関連した動画(2~3分程度)を作成する。(各分野少なくとも1本は作成すること。但し、1分程度の複数作成も可)
- ・各分野ごとにクイズを作成する。(合計 10 問程度をランダムに表示)
- ・文部科学省が定める学習指導要領に掲げる「主体的・対話的で深い学び」の視点から、児童・生徒自身とのつながりが明らかで、日常生活や地域社会に関わる課題(例「身近な自然環境と そこで起きている環境問題」など)や、静岡県における話題等を取り上げるものとする。
- ・データ、参考資料の紹介を通して、児童・生徒の主体的な探求の推進や、教職員による情報収 集を支援できるようなものとすること。
- ・GIGA スクール構想によって整備された1人1台の学習者用情報端末やスマートフォン等から利用する際の親和性を考慮する。
- ・内容については、学校の教育現場での活用を想定していることから、環境分野の知識や指導方 法に精通した者と連携して作成すること。

②環境学習施設

- ・県や市町、民間が設置する施設等約50箇所以上の掲載を想定。
- ・紹介ページについては概要、休館日、所在地、問い合わせ先、全景写真等、閲覧者が施設利用 に際して必要となる情報が得られるよう視覚的・機能的に工夫をすること。
- ・ポータルサイト管理者(県環境政策課)に加えて、市町・企業等の施設管理者へアカウントを

発行することで、ポータルサイト上で登録申請や更新が可能となり、管理者の承認後掲載される仕組みとする。

・掲載する施設に関する情報は県で収集し受注者に提供する。

③環境関連情報

ア 地域の実践活動団体

- ・県民の自主的な環境保全活動を促進し、参加機会の拡大を図るため、県内各地で活動する団体に関する情報提供を行う。
- ・紹介ページについては、団体の活動の状況が閲覧者に把握できるよう、必要な情報を掲載するとともに、視覚的・機能的に工夫をすること。
- ・掲載する団体に関する情報は県で収集し受注者に提供する。

イ 環境関連指導員

- ・環境学習指導員等の取組やプロフィールを公開し、興味を持った県民が指導員に連絡できる データベースとする。
- ・環境学習指導員等(環境学習コーディネーター(約20名)、環境学習指導員(約500名)、地球温暖化防止活動推進員(約110名))の活動内容を紹介
- ・「静岡県環境学習指導員活動紹介個票」(静岡県 HP) に替えて随時最新情報に更新していく。 http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-020/20140124.html

(2)環境学習プログラム

①講座・研修会

- ・管理者に加えて、市町・企業・各種団体等プログラム等提供者へアカウントを発行すること で、ポータルサイト上で登録申請や更新が可能となり、管理者の承認後掲載される仕組みと する。
- ・掲載されたプログラムは目的、開催時期や地域別に検索が可能なものとする。
- ・「環境学習・環境保全活動ガイドブック」(静岡県 HP、1 回/年 発行) http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-020/kankyokyoiku/kyoikudownload.html に替えて随時最新情報に更新していく。

②体験・見学

上記①と同様

※①、②合計で年間 100 件以上の掲載を想定。アカウントは約 200 アカウントを想定。

7 開発体制について

委託期間内のサイト開発に際して、利用者の利便性等、適宜サイト運営者(県)及び受託者、環境分野の知識や指導方法に精通した者(以下アドバイザー)の協力を得てシステムの改善やコンテンツの修正を行うものとする。

受託者は、地球温暖化、自然環境、資源循環、生活環境等に知見のある(全ての分野でなくても構わない)アドバイザーを選任するなど、下記打合せ等に対応できる体制を整えること。

なお、作業経過や進捗状況等については適宜報告し、遅延等が認められた場合には速やかに県へ報告し説明を行うこと。

開発段階で想定する会議

第1回	製作方針初回打合せ
第2回	中間報告①(作成案の検討)
第3回	中間報告② (最終案の検討)

8 システム要件

(1) 共通事項

- ・システム構成は、Web ベースでの情報提供を前提に信頼性を考慮したものであること。
- ・CMS の構築にあたっては、オープンソースもしくは既存のパッケージソフトウェアを活用する等、サイト保守管理経費が必要最小限になるよう配慮するとともに、CMS の利用にあたっては各職員のクライアント端末にアプリケーション等をインストールすることなく、ブラウザから利用できるよう対応すること。
- ・各利用者のクライアント端末から、ブラウザを通じて ID 及びパスワード認証にてログインできること。
- ・本ツールのコンテンツは、クライアント環境の画面サイズに応じて自動的に最適化されるレスポンシブウェブデザインで構成されるものとする。
- ・各種OS並びに各種ブラウザ(Microsoft Edge, Google Chrome, Safari, Mozilla Firefox の最新バージョン)からの閲覧に対応しており、各リンクへの移動やシステム等の動作が正しくなされるかを検証すること。契約期間中に新バージョンが公開された場合は無償で速やかに利用可能となるように対応すること。
- ・PC、Chromebook、タブレット、スマートフォンなど、各種の端末に対応する構成・デザインであること。
- ・記事ページ作成時にアクセシビリティなどに関する項目のチェックを自動で行い、問題がある箇 所は警告を表示し、自動変換できること。
- ・ページ単位でアクセシビリティ上の問題を総合的にチェックできること。また、問題箇所をイメージ画像にて明示し、なぜ問題があるのか、どう修正したら良いのかを表示できること。

(2) デザイン・コンテンツ制作

- ・アクセシビリティ・ユーザビリティに配慮し、サイトの利用者が見やすく使いやすい構成・デザインとすること。なお、アクセシビリティについては、日本産業規格(JISX 8341-3:2016)のウェブアクセシビリティ適合レベル AA に準拠すること。
- ・効果的な SEO 対策 (サーチエンジン最適化) を行うこと。
- ・作成に当たって、階層図案とサイトマップ案を提出し、適宜、甲と情報共有すること。

(3)保守運営について

- ・コンテンツの充実やセキュリティ対策が適切に講じられるように、サイトのアクセス数、ユニー クユーザー数、滞在時間、参照元、ページビュー数等を測定できるようにすること。
- ・来年度以降の保守維持管理等経費は、サーバー管理、有償 CMS パッケージを採用した場合においては CMS ライセンス使用料、管理者からの問合せサポートの最小限を想定している。保守維持管理の5年間の費用及び内容について提案をすること。
- ・構築したサイトについて、県担当者によるコンテンツ等の追加掲載ができるようマニュアルを作 成すること。

・業務終了後の環境変化に応じて、県の担当者による軽微なサイト構成の変更に耐え得るよう、可 変性を持たせた構成とすること。

(4) サービス提供機器について

- ・重大セキュリティインシデント等サービスの継続が困難な事態が生じた際には、速やかに対応するレンタルサーバーを調達すること。
- ・学校授業での利用を想定し、大量の同時アクセス(最大 150 程度を想定)に対応できるものとすること。

(5) セキュリティ

- ・開発・運用等に当たっては、コンテンツの改変やデータの漏洩・改ざんなどが行われることがないよう、セキュリティ対策に万全を期すものとする。
- ・SSL通信に対応すること。
- ・機密情報は暗号化してサーバ上に保持すること。
- ・外部からサイトを改ざん等されないよう対策を講じていること。
- ・コンピュータウィルス対策を講じていること。

9 納品

受注者は、6(1)及び(2)の業務について、次の成果品等を納めること。

- ・サイト構築設計書(印刷物2部及び同電子データ(DVD 等に記録))
- ・ドキュメントルート以下のファイルバックアップデータ (DVD 等に記録)
- ・データベースのバックアップデータ (DVD 等に記録)
- ・コンテンツ制作にかかる資料、写真等 (DVD 等に記録)
- ・マニュアル (印刷物2部及び同電子データ (DVD 等に記録))

10 著作権

本業務による成果物の著作権は原則として静岡県に属するものとする。

11 契約不適合責任について

- ・受託者は、本委託業務について検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する契約不適 合責任を負うものとする。
- ・期間内に契約不適合があることが判明した場合には、その契約不適合が県の指示によって生じた 場合を除き、受託者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度 納品すること。

12 その他

- ・受託者は、本委託業務の実施に当たり、個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損 の防止その他個人情報の保護に努めること。
- ・受託者は、本委託業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的で利用 しないこと。また、委託業務終了後も同様とすること。
- ・受注者は、本仕様書に明記されていない事項、または疑義が生じた事項については、県と協議して定める。